

議案第14号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 食品衛生法等の改正に伴い、液卵製造業の許可の申請に対する審査に関する手数料等を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に関する手数料等に係る区分等を変更し、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の16の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業」を「飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）」に改め、同表の17の項から47の項までを次のように改める。

17	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	7,200円 5,100円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
18	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉販売業許可申請手数料 食肉販売業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
19	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	魚介類販売業許可申請手数料 魚介類販売業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
20	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	魚介類競り売り営業許可申請手数料 魚介類競り売り営業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
21	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	集乳業許可申請手数料 集乳業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
22	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	乳処理業許可申請手数料 乳処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
23	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

24	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉処理業許可申請手数料 食肉処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
25	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食品の放射線照射業許可申請手数料 食品の放射線照射業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
26	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	菓子製造業許可申請手数料 菓子製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
27	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	アイスクリーム類製造業許可申請手数料 アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
28	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	乳製品製造業許可申請手数料 乳製品製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
29	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	清涼飲料水製造業許可申請手数料 清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
30	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉製品製造業許可申請手数料 食肉製品製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
31	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	水産製品製造業許可申請手数料 水産製品製造業許可更新申請手数料	19,200円 9,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
32	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冰雪製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	冰雪製造業許可申請手数料 冰雪製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
33	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	液卵製造業許可申請手数料 液卵製造業許可更新申請手数料	13,200円 7,800円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

34	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食用油脂製造業許可申請手数料 食用油脂製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
35	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料	19,200円 9,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
36	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	酒類製造業許可申請手数料 酒類製造業許可更新申請手数料	19,200円 9,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
37	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	豆腐製造業許可申請手数料 豆腐製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
38	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	納豆製造業許可申請手数料 納豆製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
39	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	麺類製造業許可申請手数料 麺類製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
40	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	そうざい製造業許可申請手数料 そうざい製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
41	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	複合型そうざい製造業許可申請手数料 複合型そうざい製造業許可更新申請手数料	35,200円 23,300円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
42	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	冷凍食品製造業許可申請手数料 冷凍食品製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
43	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料	35,200円 23,300円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

44	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	漬物製造業許可申請手数料 漬物製造業許可更新申請手数料	13,200円 7,800円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
45	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	密封包装食品製造業許可申請手数料 密封包装食品製造業許可更新申請手数料	19,200円 9,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
46	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食品の小分け業許可申請手数料 食品の小分け業許可更新申請手数料	21,600円 14,000円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
47	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	添加物製造業許可申請手数料 添加物製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

別表第1の48の項及び49の項を削り、同表中50の項を48の項とし、51の項から66の項までを2項ずつ繰り上げ、66の2の項を65の項とし、66の3の項を66の項とし、66の4の項を66の2の項とし、74の項から75の項までを削り、75の2の項を74の項とし、75の3の項を75の項とする。

別表第2都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部1の款

(2)の項中	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円	を	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

16,000円	に改め、同款(3)の項中	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以
---------	--------------	-----------------------------------

26,000円

の

メートル以内のも 26,000円

を

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2

6,000円  
6,000円

に改め、同部2の款(2)の項中

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,0
--	-------

00円

を

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	138,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000円

に、

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

面積の平方メートル以内 384,000円

を

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円

に

改め、同款(3)の項中	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
-------------	---------------------------------------	----------

を	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円	に改め、
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円	

同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物

新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の部1の款(2)の項中	当該部分の床面積合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
---------------------------------	---

積の方メ、0ル以	18,000円	を	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	に改
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円	

改め、同款(3)の項中	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
-------------	---------------------------------------	---------

を	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	に改め、同部
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円	

当該部分の床面積合計が300
----------------

2の款(2)の項中	「	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円	を	「	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	」				」	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

面積の平方メートル以下	72,000円	に、	「	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円	」
面積の00平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円					

を	「	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円	に改め、同款(3)の項中	「	建築物を超え
	」	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円			

の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円	を	「	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
			」	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの

300平方メートル以内のもの	154,000円	に改める。
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円	



別表第3第1の部1の款中

当該非住宅部分の床面積の合計  
が300平方メートル以上2,  
000平方メートル未満のもの

27,100円

を

当該非住宅部分の床面積の合計  
が300平方メートル以上1,  
000平方メートル未満のもの

16,700円

当該非住宅部分の床面積の合計  
が1,000平方メートル以上  
2,000平方メートル未満の  
もの

27,100円

に改め、同部2の

款(1)の項中

当該非住宅部分の床面積の合計  
が300平方メートル以上2,  
000平方メートル未満のもの

145,700円

を

当該非  
が30  
000

当該非  
が1,  
2,0  
もの

住宅部分の床面積の合計  
0平方メートル以上1,  
平方メートル未満のもの

110,700円

住宅部分の床面積の合計  
000平方メートル以上  
00平方メートル未満の

145,700円

に改め、同款(2)の項中「第4の部」

の次に「並びに備考第2項」を加え、

当該非住宅部分の床面積の合計  
が300平方メートル以上2,  
000平方メートル未満のもの

367,

100円

を

当該非住宅部分の床面積の合計  
が300平方メートル以上1,  
000平方メートル未満のもの

284,400円

当該非住宅部分の床面積の合計  
が1,000平方メートル以上  
2,000平方メートル未満の  
もの

367,100円

に改め、

同表第2の部1の款中 

当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
--	---------

 を

「

当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円

」に改め、同部2の款(1)の

項中 

当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
--	----------

 を

「

当該非住宅部分が300平方メートル未満のもの
当該非住宅部分が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

」

分の床面積の合計が1,000平方メートル以上1,999平方メートル未満のもの	77,600円
分の床面積の合計が2,000平方メートル以上2,999平方メートル未満のもの	102,100円

」に改め、同款(2)の項中

「

当該非住宅部分が300平方メートル未満のもの
------------------------

」

「

当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,999平方メートル未満のもの	19
当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上2,999平方メートル未満のもの	25

」を

の床面積の合計が2,000平方メートル以上2,999平方メートル未満のもの	257,100円
---------------------------------------	----------

」

9,200円
7,100円

」に改め、同表第3の部中「第30条第1項の」を「第35条第1項

の」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同部1の款中「第30条

第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同款(2)の項中

「  
当該非住宅部分の  
が300平方メー  
000平方メート

床面積の合計 トル以上2, ル未満のもの	27,100円
----------------------------	---------

を

当該非住宅部分の床面積の合計 が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの	16
当該非住宅部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	27

,700円
,100円

に改め、同部2の款(2)の項中

当該非住宅 部分の床面 積の合計が 300平方 メートル以 上2,00 0平方メー トル未満の もの	145,700円
--	----------

を

当該非住宅 部分の床面 積の合計が 300平方 メートル以 上1,00 0平方メー トル未満の もの	110,700円
当該非住宅 部分の床面 積の合計が 1,000 平方メー トル以上2, 000平方 メートル未 満のもの	145,700円

に、「屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて

評価する方法をいう。第4の部」を「屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方

法をいう。第4の部及び備考第2項」に、

当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
--	----------

当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円

に改め、同表第4の部中「第31条第1項」

を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同部1の款中「第30条第1項各号」を「第

35条第1項各号」に改め、同款(2)の項中

当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100
--	--------

円

を

当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以	19,100円

に改め、同部2の款(2)の項

上2,000平方メートル未満のもの

中 「 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円 」

を 「 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円  
 当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円 」

に、 「 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円 」

を 「 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円  
 当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円 」

に改め、同表第5の部中「第36条第2項」を「第41条第2項」に改め、同部1の

款中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同款(2)の項中

「 当該非住宅部分が300000平

「 当該非住宅部分の床面積の合計

住宅部分の床面積の合計 平方メートル以上2, 平方メートル未満のもの	27,100円
--	---------

を

が300平方メートル以上1,  
000平方メートル未満のもの

当該非住宅部分の床面積の合計  
が1,000平方メートル以上  
2,000平方メートル未満の  
もの

16,700円
27,100円

に改め、同部2の款(2)の項中

当該非住宅部分の床 面積の合計が300 平方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	14
--	----

5,700円
--------

を

当該非住宅部分の床 面積の合計が300 平方メートル以上1, 000平方メートル 未満のもの	110,700円
当該非住宅部分の床 面積の合計が1,0 00平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のもの	145,700円

に、

当該非  
面積の  
平方メ  
000  
未満の

住宅部分の床 合計が300 メートル以上2, 平方メートル もの	367,100円
--	----------

を

当該非住宅部分の床 面積の合計が300 平方メートル以上1, 000平方メートル 未満のもの	284,400円
当該非住宅部分の床 面積の合計が1,0 00平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のもの	367,100円

に改め、同表第6の部1の款中

当該非住宅部分の床面積の合計 が300平方メートル以上2,	19,1
----------------------------------	------

000平方メートル未満のもの

00円

を

当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円

に改め、同

部2の款(1)の項中

当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
--	----------

を

当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円

に改め、同款(2)の項中

当  
が  
0

該非住宅部分の床面積の合計300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
--	----------

を

当該非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
当該非住宅部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	

の合計 上1, のもの	199,200円
の合計	257,100円

に改め、同表備考中第14項を第16項とし、第11

ル以上  
未滿の

項から第13項までを2項ずつ繰り下げ、同表備考第10項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項を同表備考第12項とし、同表備考第9項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考第8項中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考第7項中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考第6項中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第5項中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「認定申請手数料等」という。）」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、同表備考第1項中「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）」を「適合性判定手数料等」に改め、同項を同表備考第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合における適合性判定手数料等（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請手数料をいう。以下同じ。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消



費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における向上計画認定申請手数料等（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の16の項の改正規定、同表の17の項から47の項までの改正規定、同表の48の項及び49の項を削り、同表中50の項を48の項とし、51の項から66の項までを2項ずつ繰り上げ、66の2の項を65の項とし、66の3の項を66の項とし、66の4の項を66の2の項とし、74の項から75の項までを削り、75の2の項を74の項とし、75の3の項を75の項とする改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年6月1日（以下「基準日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 基準日においてこの条例による改正前の世田谷区手数料条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1の16の項から49の項までに規定する次の表の左欄に掲げる手数料を納付してその営業を行っている者が、当該営業を継続するために基準日以後において納付するこの条例による改正後の世田谷区手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の16の項から47の項までに規定する次の表の中欄に掲げる手数料の額については、改正後の条例別表第1の16の項から47の項までの規定にかかわらず、当分の間、次の表の右欄に掲げる額とする。

飲食店営業許可申請手数料（飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業に係るものに限る。）	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）	8,900円
	そうざい製造業許可申請手数料	8,900円

	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	5, 100円
飲食店営業許可申請手数料（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に係るものに限る。）	飲食店営業許可申請手数料（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に係るものに限る。）	2, 700円
喫茶店営業許可申請手数料	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）	5, 700円
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	5, 100円
菓子製造業許可申請手数料（菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）に係るものに限る。）	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）	8, 400円
	菓子製造業許可申請手数料	8, 400円
	食品の小分け業許可申請手数料	8, 400円
菓子製造業許可申請手数料（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に係るものに限る。）	飲食店営業許可申請手数料（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に係るものに限る。）	2, 700円
あん類製造業許可申請手数料	菓子製造業許可申請手数料	8, 400円
	食品の小分け業許可申請手数料	8, 400円
アイスクリーム類製造業許可申請手数料	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業（移動飲食店営業	8, 400円

	又は臨時飲食店営業を除く。) に係るものに限る。)	
	アイスクリーム類製造業許可 申請手数料	8,400円
乳処理業許可申請手数料	乳処理業許可申請手数料	12,600円
特別牛乳搾取処理業許可申請 手数料	特別牛乳搾取処理業許可申請 手数料	12,600円
乳製品製造業許可申請手数料	乳製品製造業許可申請手数料	12,600円
	食品の小分け業許可申請手 料	12,600円
集乳業許可申請手数料	集乳業許可申請手数料	5,700円
食肉処理業許可申請手数料	食肉処理業許可申請手数料	12,600円
食肉販売業許可申請手数料	食肉販売業許可申請手数料	5,700円
食肉製品製造業許可申請手 料	食肉製品製造業許可申請手 料	12,600円
	食品の小分け業許可申請手 料	12,600円
魚介類販売業許可申請手数料	飲食店営業許可申請手数料（ 飲食店営業（移動飲食店営業 又は臨時飲食店営業を除く。） に係るものに限る。）	5,700円
	魚介類販売業許可申請手数料	5,700円
魚介類せり売営業許可申請手 料	魚介類競り売り営業許可申請 手数料	12,600円
魚肉ねり製品製造業許可申請 手数料	水産製品製造業許可申請手 料	9,600円
	食品の小分け業許可申請手 料	9,600円
食品の冷凍又は冷蔵業許可申	冷凍食品製造業許可申請手 料	12,600円

請手数料	料	
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円
食品の放射線照射業許可申請手数料	食品の放射線照射業許可申請手数料	12,600円
清涼飲料水製造業許可申請手数料	清涼飲料水製造業許可申請手数料	12,600円
乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	乳処理業許可申請手数料	8,400円
	乳製品製造業許可申請手数料	8,400円
	清涼飲料水製造業許可申請手数料	8,400円
冰雪製造業許可申請手数料	冰雪製造業許可申請手数料	12,600円
食用油脂製造業許可申請手数料	食用油脂製造業許可申請手数料	12,600円
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円
マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	食用油脂製造業許可申請手数料	12,600円
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円
みそ製造業許可申請手数料	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	9,600円
	食品の小分け業許可申請手数料	9,600円
しょうゆ <sup>しょう</sup> 製造業許可申請手数料	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	9,600円
	食品の小分け業許可申請手数料	9,600円
ソース類製造業許可申請手数料	密封包装食品製造業許可申請	9,600円

料	手数料	
酒類製造業許可申請手数料	酒類製造業許可申請手数料	9,600円
豆腐製造業許可申請手数料	豆腐製造業許可申請手数料	8,400円
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円
納豆製造業許可申請手数料	納豆製造業許可申請手数料	8,400円
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円
めん類製造業許可申請手数料	麺類製造業許可申請手数料	8,400円
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円
そうざい製造業許可申請手数料	そうざい製造業許可申請手数料	12,600円
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円
缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	密封包装食品製造業許可申請手数料	9,600円
添加物製造業許可申請手数料	添加物製造業許可申請手数料	12,600円

3 基準日において改正前の条例別表第1の75の項に規定する食品製造業等許可申請手数料を納付して次の表の左欄に掲げる営業を行っている者が、当該営業を継続するために基準日から令和6年5月31日までの間において納付する改正後の条例別表第1の31の項、33の項、40の項及び44の項から46の項までに規定する次の表の中欄に掲げる手数料の額については、改正後の条例別表第1の31の項、33の項、40の項及び44の項から46の項までの規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる額とする。

つけ物製造業	漬物製造業許可申請手数料	7,800円
	食品の小分け業許可申請手数料	7,800円
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業許可申請手数料	7,800円

	料	
	食品の小分け業許可申請手数料	7,800円
調味料等製造業	密封包装食品製造業許可申請手数料	7,800円
魚介類加工業	水産製品製造業許可申請手数料	7,800円
	食品の小分け業許可申請手数料	7,800円
液卵製造業	液卵製造業許可申請手数料	7,800円